

砂川市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この訓令は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市の政策等の形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民等の市政への参画を促進し、開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定に当たり、その案並びに案の趣旨及び内容等を公表し、市民等から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内に事務所又は事業所を有するもの
 - エ 市内の学校に在学する者
 - オ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等の策定は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。）
 - ウ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
- (2) 総合計画等の市の基本的政策を定める計画、個別の行政分野における施策の基本方針、その他基本的な事項を定める計画の策定又は改廃
- (3) その他実施機関がパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 緊急に政策等の策定を行う必要があるもの
- (2) 軽微なもの
- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められるもの
- (4) 法令等により、住民の意見を聴く手続が定められているもの
- (5) 納付すべき金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関する政策等の策定を行うもの
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に条例を付議するもの

（政策等の案の公表）

第5条 実施機関は、第3条に規定する政策等の策定に当たっては、あらかじめ当該政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる事項を記載した資料を併せて公表するものとする。

- (1) 政策等の案の趣旨、目的及び背景
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民等が政策等の案を理解するために必要な資料

3 前2項の規定による公表は、市ホームページへの掲載、市情報公開コーナーその他実施機関が必要と認める場所における閲覧の方法により行うものとする。

4 実施機関は、パブリックコメント手続を実施するに当たっては、その旨を市広報紙に掲載すること等により、広く市民等に周知するよう努めるものとする。

（意見の提出）

第6条 実施機関は、市民等が意見を提出するための必要な期間として、公表した日から起算して30日以上を設けるものとする。

2 実施機関は、30日以上を提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、30日を下回る提出期間を定めることができる。この場合において、政策等の案の公表の際にその理由を明らかにしなければならない。

3 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名又は団体名その他必要な事項を記載し、次の各号に掲げる方法により実施機関に提出するものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

（提出された意見の取扱い）

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。ただし、砂川市情報公開条例（平成8年条例第13号）第8条各号に規定する不開示情報が含まれる事項は、その全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 提出された意見の概要
- (2) 提出された意見に対する実施機関の考え方
- (3) 政策等の案を修正した場合における当該修正の内容

3 前項の規定による公表は、市ホームページへの掲載及び市情報公開コーナーにおける閲覧の方法により行うものとする。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、パブリックコメント手続の実施状況を公表するときは、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) パブリックコメント手続を実施した案件の名称
- (2) 意見の提出期間
- (3) 提出された意見の件数
- (4) 提出された意見の概要
- (5) 提出された意見に対する実施機関の考え方
- (6) 政策等の案を修正した場合における当該修正の内容及び問合せ先

2 前項の規定による公表は、市ホームページへの掲載の方法により行うものとする。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。